平成２１年（フ）第２７９号
宮城県黒川郡大和町吉岡字天皇寺16番地　グランドプラザ吉岡102
破産者　井上　光夫
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７９７号
仙台市若林区南鍛冶町101番地の１　シャンボール第２荒町　415、開始決定時の住所仙台市若林区南鍛冶町101番地の１　シャンボール第２荒町　311
破産者　鈴木　信夫
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１０号
仙台市青葉区八幡６丁目１番18号
破産者　佐藤妃呂美
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４２号
仙台市泉区北中山３丁目34番地の９
破産者　佐野　太一
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１６号
宮城県宮城郡利府町加瀬字町56番地　シャーメゾン・ピア103号室
破産者　平　恵美子
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
埼玉県三郷市早稲田４丁目１番地２号棟405号
破産者　丸岡　多紀
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第４７３号
大津市神領１丁目12番８号
破産者　小幡　博之
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４７４号
大津市神領１丁目12番８号
破産者　小幡　礼子
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４２号
大津市真野５丁目６番23―106号、前住所大津市真野５丁目６番23―105号
破産者　ネオルクスソフトウェアこと　加藤　晋平
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６７号
大津市竜ヶ丘19番16号、開始決定時の住所滋賀県高島市新旭町藁園1352番地10
破産者　高木運送こと　髙木　正廣
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第８３号
広島県庄原市東本町２丁目22番10号、開始決定時の住所広島県安芸高田市吉田町吉田3614番地
破産者　石川写真館こと　石川　賢三
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第４６号
福岡県みやま市山川町尾野2114番地１
破産者　舟木農工社こと　舟木　敏夫
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
長崎県長崎市昭和２丁目10番22号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷1716番地10
破産者　島田　　勲
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷684番地
破産者　中島　**邦**彦
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４３号
秋田県秋田市将軍野東１丁目５番４号、開始決定時の住所福島県伊達郡川俣町字中丁41番地
破産者　本田　常吉
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２４２号
福島市笹谷字南田10番地　市住107号、従前住所福島市泉字乙天堂23番地の８
破産者　内谷　　繁
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２５２号
福島県伊達郡国見町大字藤田字日向二７番地10　コーポ国見103号
破産者　千葉　栄治
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４９号
福島県田村市船引町船引字城ノ内121番地　下里団地２棟10号
破産者　佐久間初子
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１９号
福島県郡山市咲田２丁目23番13号
破産者　小倉浩二郎
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係